

## 第5章 活用計画

### 5-1 公開活用の基本方針

赤れんが庁舎は、明治期の大規模なれんが造建築の数少ない遺構でその意匠も優れており、明治における赤れんがの官庁建築として極めて高く評価されている。この価値を後世に継承していくために、この建物を良好な状態に保存して広く公開することを活用の基本とする。

また、平成28年4月に文化庁が策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」においては、文化財を地域の貴重な観光資源として位置づけた上で積極的な活用を推進することとしており、国内外から年間60万人が訪れる赤れんが庁舎についても、その発信力と重要文化財としての優れた価値を活かし、北海道観光の呼び水となるよう、国内はもとより、多くの外国人観光客にも選ばれる施設を目指し、国内外に向けた歴史文化・観光情報発信拠点として利活用を図っていくこととする。

### 5-2 公開基本計画

#### (1) 公開範囲

##### ア 外観

赤れんが庁舎の外観は常時望見可能である。

##### イ 内部（地階、1階、2階）

従来の行政庁舎としての機能を廃止した上で、建物内部は機械室や管理用の室を除き原則として全てのフロアを公開する。また、各室の活用にあたっては、建築の内装の魅力や窓からの眺望を損なわないよう、展示物の配置等に十分配慮する。

なお、多くの人々が利用できるよう、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に<sup>1</sup>配慮し、バリアフリー設備等の整備を行うものとする。

##### ウ 内部（小屋裏、八角塔）

明治21年（1888）の赤れんが庁舎竣工直後には、一般客にも中央八角塔内部を開放していたという。今後実施予定の改修工事完了後に小屋裏及び八角塔の公開を検討する。公開にあたっては利用者の安全性を確保するとともに、建造物の保存に影響を及ぼさないよう配慮する。

##### エ 改修工事中の公開

上述の改修工事中には、文化財の価値とその保存についての理解を広めるため、修理現場の公開を検討する。

1. 「ユニバーサルデザイン政策大綱」（平成17年7月国土交通省策定）より。

## (2) 公開時間

現状の公開時間は次のとおりであるが、改修工事完了後の利活用状況に応じて、公開時間の延長等の検討を行うものとする。

ア 建造物内部：午前 8 時 45 分～午後 6 時 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は閉館。

イ 北海道本庁舎構内：午前 7 時～午後 9 時

## 5-3 活用基本計画

### (1) 利活用コンセプト

「5-1 公開活用の基本方針」を踏まえ、次のとおり利活用コンセプトを設定する。

ア あらゆる人が楽しめる場

年齢、国籍、言語、障がいの有無等にかかわらず、赤れんが庁舎を訪れるすべての人が、北海道を学び、楽しめる場を目指す。

イ 道内各地と連携する場

赤れんが庁舎を訪れた方たちが、道内各地に興味を持ち、実際に足を運んでもらえるよう、各地域と連携して各地の魅力や観光情報を発信する場を目指す。

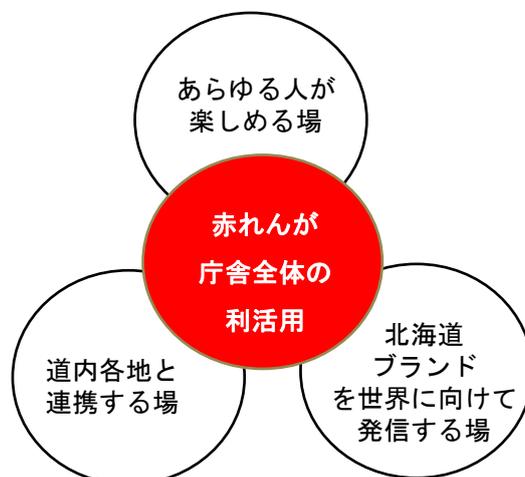
ウ 北海道ブランドを世界に向けて発信する場

北海道の歴史文化、自然景観、芸術・デザイン、生活習慣など様々な魅力を、オール北海道で国内外に積極的に発信する場を目指す。

#### 【赤れんが庁舎公開活用の基本方針】

建物の保存・公開

国内外に向けた歴史文化・観光情報発信拠点



## (2) 計画条件の整理

### ア 文化財保護法

重要文化財である赤れんが庁舎の活用に当たっては、文化財保護法を遵守する。活用内容に関する規制はないが、法第4条により、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。なおエレベーターの設置などにおける現状変更が必要となった場合の手続き等については、第6章で取り扱う。

### イ 建築基準法

法第3条第1項第1号により、重要文化財である赤れんが庁舎は、建築基準法の適用除外となる。ただし、多くの利用者が訪れる公共的な施設であるため、安全性の確保については十分に検討する。特に、下記の防耐火に係る内容については建築基準法と十分に照合し、満足できない内容に関しては、管理運営などソフト面での対策も含めて防災計画に反映して対策を講じる。

- ・耐火建築物（法第27条第1項、第2項、第61条）
- ・防火区画（施行令第112条第1項、第2項、第9項、第13項）
- ・廊下の幅（施行令第119条）
- ・直通階段（施行令第120条、121条）
- ・排煙設備（施行令第126条の2第1項）
- ・非常用照明（施行令第126条の4）
- ・内装制限（施行令第129条第1項、第4項）

### ウ 消防法

消防法施行令別表第1の(17)項に規定される防火対象物であり、必要な設備は設置済みである。今後の活用に当たっては、飲食店等の面積により複合用途防火対象物とみなされる場合がある。「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」の策定後に消防協議を行ない複合用途防火対象物となる場合には、消火や警報、避難に関する設備、器具等の見直しを行う。

### エ 食品衛生法

カフェやレストラン等の活用に当たっては、食品の安全性の確保、さらに利用者の健康保護を図るため、食品衛生法を遵守する。調理場や更衣室などの配置、仕様、設備等に係る内容は、下記の北海道食品衛生法施行条例「別表第4（第4条関係） 1 共通基準」に記載されている。手続き等の詳細は、北海道及び札幌市の食品衛生法施行条例及び施行細則を確認する。

- ・位置、構造及び面積
- ・床、壁、天井、採光及び換気
- ・防そ・防虫設備
- ・洗浄設備等
- ・設備の数、大きさ、構造及び材質

- ・移動し難い設備の配置
- ・器具の保管設備
- ・計器
- ・原材料等の保管設備
- ・給水設備
- ・排水設備
- ・廃棄物処理及び便所

#### オ 電波法

電波法では、電線路に 10kHz 以上の高周波電流を使用する電磁調理器等の設置について、放送や無線通信に妨害を与えないよう、規制の対象としている。一定の周波数又は電力を使用する設備を設置しようとする者は、原則として個別に許可を受ける必要があるが、製造業者等が、機器の型式について電波法施行規則第 46 条の 7 に定められた条件に適合していることを自ら確認し、総務大臣に届け出た型式の電磁調理器等の使用者は、個別の設置許可が不要になる。カフェやレストラン等の活用に当たり、電磁調理器等を設置する際には、型式の確認や手続き等の詳細について電波法及び施行規則を確認する。

#### カ 札幌市火災予防条例

条例第 27 条により、重要文化財建造物の内部又は周囲においては、裸火の使用が禁止されている。カフェやレストラン等の活用に当たっては、電磁調理器等を使用するなど、厨房器具を検討する。また、避難通路等の管理は、同条例を遵守する。厨房器具及び避難通路に関する内容は、下記の条例「第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準」及び「第 6 章 防火管理及び防災管理並びに避難管理」に記載されている。詳細は、札幌市火災予防条例及び規則、規定を確認する。

- ・調理器具（条例第 25 条 電気を熱源とする器具）
- ・裸火の制限（条例第 27 条 喫煙等）
- ・避難通路（条例第 58 条 キャバレー等の避難通路、第 59 条 百貨店等の避難通路等）
- ・定員の管理（第 60 条 劇場等の定員）

#### キ 札幌市福祉のまちづくり条例

赤れんが庁舎の文化財価値を損なわない範囲で、すべての道民が等しく自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会を有することができるよう、整備内容を検討する。主な整備基準は、下記の施行規則「別表第 2（規則第 3 条関係） 1 建築物」に記載されている。詳細は条例及び施行規則を確認する。なお、バリアフリー新法<sup>2</sup>及び北海道福祉のまちづくり条例についても考慮する。

- ・廊下その他これに類するもの
- ・階段（その踊場を含む。）

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）。令和 2 年 5 月公布された同法の一部改正においては、「障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること」との附帯決議が付されている。

- ・傾斜路
- ・便所
- ・敷地内の通路
- ・障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路
- ・観覧席又は客席
- ・案内設備

#### ク 札幌市第2次都心まちづくり計画

「国内外からの活力・投資を呼び込む札幌都心ブランドの確立」「魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現」<sup>3</sup>を目標に、都心のまちづくりを重点的に進めるため、その基本方針を示す計画である。札幌市まちづくり戦略ビジョンを最上位計画とし、平成28年（2016）から20年間を計画期間とする。赤れんが庁舎を中心とした道庁周辺は、「うけつぎの軸」（北三条通）の基点として重要な位置にある。「うけつぎの軸」の展開指針及び取組の骨子は下記のとおりである。

- ・展開指針  
札幌発展の歴史・文化を活かした街並み、空間の形成とその活用
- ・取組の骨子  
歴史を活かした街並み形成の推進、北3条広場を起点とする広場空間の連鎖

### (3) 付与する機能

#### ア 展示

##### 1) 赤れんが庁舎の重要文化財としての価値を示す展示

- ・創建時から受け継がれてきた赤れんが庁舎の意義や役割、重要文化財としての価値を解説。
- ・記念室（旧長官・知事室）では、使われていた当時の長官室へと引き込む演出を実施。歴史の現場感・臨場感を感じさせながら、赤れんが庁舎がどのような場所であったのかを表現。
- ・赤れんが庁舎周辺の街並みの変化や赤れんが庁舎の建設と保存の歴史、これらに関する人物について展示。赤れんが庁舎や庁舎周辺の歴史への興味関心を喚起し、次世代へ受け継ぐことの大切さを理解してもらう。
- ・赤れんが庁舎の建築をテーマに、見どころ、リニューアル工事の内容などを紹介。建築模型やグラフィック、実物資料や映像など様々な展示手法を駆使し、赤れんが庁舎の建築的・歴史的価値を伝え、赤れんが庁舎を巡る楽しみを高める。
- ・八角塔内に八角塔からの景色の変遷を示す写真パネルなどを設置し、歴史への理解を深め景観をより楽しめるようにする。

3. 「第2次都心まちづくり計画」（平成28年、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室）第1章「都心まちづくりの目標」より



図 5-1 赤れんが庁舎の重要文化財としての価値を示す展示イメージ図

## 2) 北海道の歴史・文化を未来へ継承する展示

- ・北海道に人が住み始めてから今日まで、自然と人との関わりによって積み重ねてきた北海道独自の歴史文化への興味を引き、だれもが楽しめる、知的好奇心を満足させる手法によって展示を構成。アイヌ民族の歴史や文化の紹介を中心に、道内各地の文化施設や自然等も紹介し、各地への周遊を促す。
- ・道内の世界遺産、日本遺産、北海道遺産、道立の美術館・博物館等について展示。自然、食、歴史、産業、祭りなど多種多様な北海道の魅力を発見。各地への周遊を促す。
- ・北海道 100 年を記念して北海道ゆかりの画家に制作を依頼した所蔵絵画等を保存・展示する。
- ・樺太引き揚げの歴史や北方領土問題等の資料を展示する。



図 5-2 北海道の歴史・文化を未来へ継承する展示イメージ図

## イ 観光情報

- ・道内 179 市町村の個性や魅力を発信する展示什器を設置し、特産品やおすすめスポット、旬の情報を紹介するとともに、市町村との予期せぬ出会いを仕掛け、道内の各地域に対する来訪者の興味の喚起や周遊、再訪を促す。
- ・自然公園をはじめ、北海道の雄大な自然景観を上映し、四季それぞれの魅力を体感させ、来訪者の興味の喚起や周遊、再訪を促す。



図 5-3 観光情報発信イメージ図

ウ 飲食

- ・歴史的な空間を活かしたカフェやレストランで北海道の優れた食文化を発信。

エ 物販

- ・北海道各地の優れた産品、工芸品等を販売し、北海道ブランドを紹介。

オ 道民活動支援

- ・各種セミナーやワークショップの開催、企画展の開催など、道民が行う様々な活動を支援するスペース。

カ 催事

- ・歴史的な空間を活かした各種会議やレセプション、コンサート等の様々な催事を開催するスペース。

キ 管理

- ・施設運営のための事務スペース
- ・展示物や備品を保管するためのスペース。

ク その他

- ・休憩スペース

(4) 各フロアのゾーニング

ア 2階：歴史と文化のフロア

重要文化財としての赤れんが庁舎や北海道の歴史・文化などについて展示するほか、2階からの眺望を活かし、多目的な用途に利用可能な催事スペースを設置する。

イ 1階：地域情報とにぎわいのフロア

道内各地の観光情報を発信するほか、地域の名産品の販売を行う店舗や北海道の食文化を楽しめる飲食スペースなどを設置する。

ウ 地階：創造と交流のフロア

様々な創作活動、官民・企業間などの意見交換・交流など、道民等による様々な取組の支援を中心に行う（収蔵庫等の管理機能を含む）。

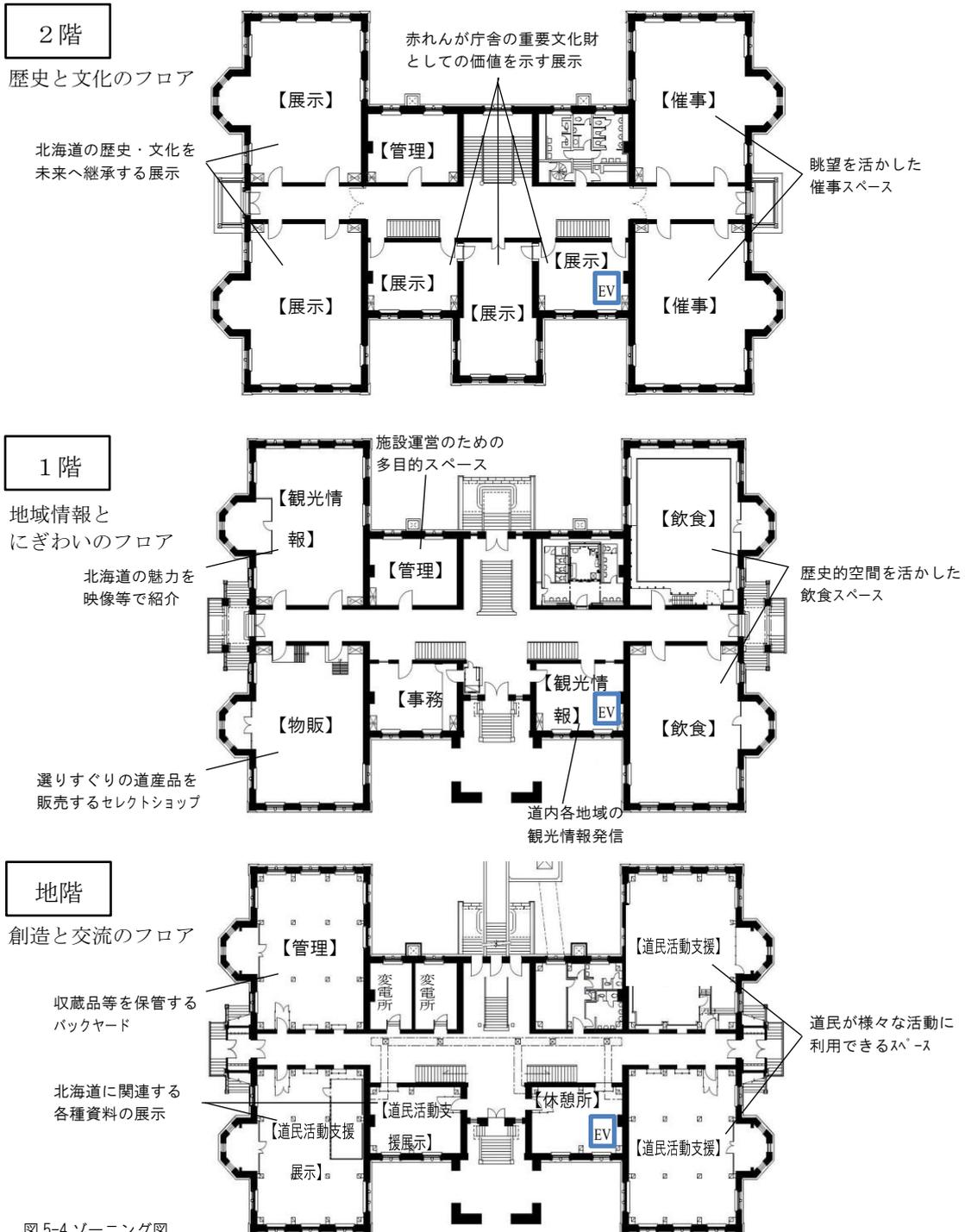


図 5-4 ゾーニング図

## (5) 動線計画

館内の移動ルートが多岐にわたるため、順路は設定せずに自由動線とする。

### ア 館内へのアクセス

東側1階正面入口からのアクセスを基本とするが、屋外正面階段裏に地階へのアクセス経路を確保し、屋外正面階段の利用が困難な場合（車いす利用者を含む）の入館ルートを確認する。また、赤れんが庁舎は都市計画上の軸線に位置しており、建物の価値を都市レベルで理解することの一助とするため、南北の脇玄関の開放を検討する。

冬期には、正面のアクセスを確保するため、玄関ポーチの南北に雪対策を行う。

### イ 各階の移動

各階の移動は正面階段及び脇階段を利用することを基本とするが、階段の利用が困難な入館者に対応するため、内部エレベーターの設置を検討する。

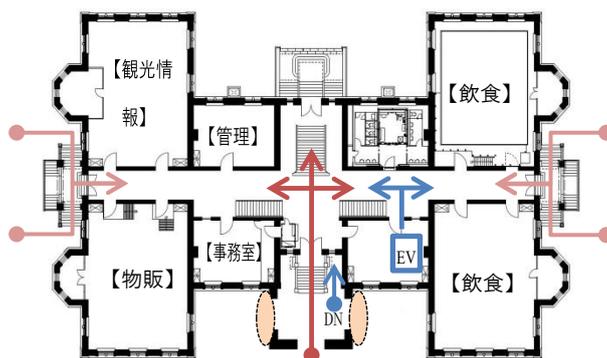
#### 2階

歴史と文化のフロア



#### 1階

地域情報と  
にぎわいのフロア



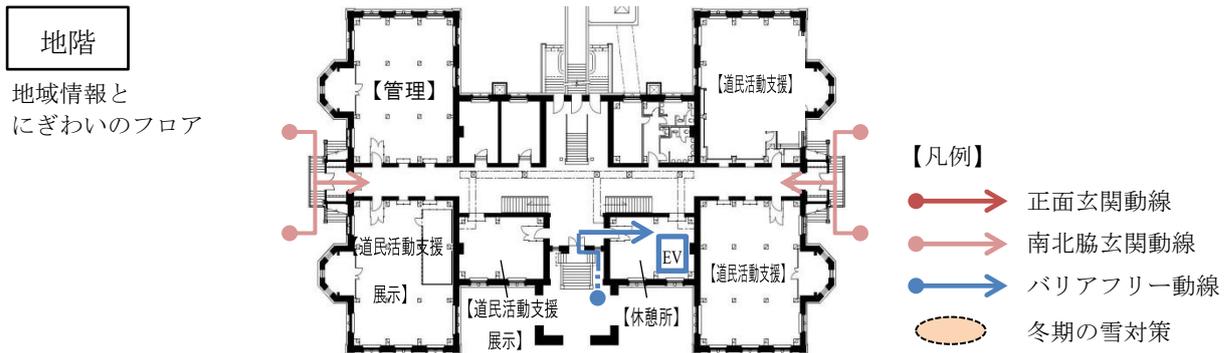


図 5-5 動線計画

## 5-4 建築計画

### (1) 公開活用に係る設備・施設等

今後の保存修理を踏まえ、平成 25 年度に赤れんが庁舎の設備調査を行った。設備の現状、更新の必要性等を検討したもので<sup>4</sup>、実施設計においては本調査を踏まえて検討する。ただし、活用内容の具体化とともに新たな設備類が必要となる可能性がある。そこで、新たな設備・施設等の整備に当たっては、「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」を基に詳細を検討する。

#### ア 電気設備

現在は、基本的には昭和 43 年（1968）の修理時に設置された設備類を使用している。ただし、多くの設備が更新時期を過ぎており、補修部品など入手不可能なものもあることから、大規模な改修が必要である。また、展示等の機能に合わせた必要な電気容量の確保を検討する。

#### イ 照明設備

昭和 43 年（1968）の修理当時にはシャンデリア等旧規の照明類は全て失われていたが、これらの照明類は、写真などを用いて可能な範囲で復原した。しかし、これだけでは照度が不十分であったので、主に公開している部屋には埋込及び吊下式の水銀灯を、便所や地階の書庫等には蛍光灯を、補助的に設置した。現在もこれらの照明類を使用しているが、今後は、活用内容に見合う室内環境を整えるため、実施設計時に詳細を検討する。

また、アイストップである赤れんが庁舎の夜間における視認性を高め、観光資源としての価値を向上させるため、シンボルである中央八角塔などへの投光方法を検討する。

#### ウ 空調設備

現在は、昭和 58 年（1983）に設置したものを更新して使用しているが、更新時期を過ぎているものもある。機器、配管ともに再用できないものは更新する。また、絵画等の展示・

4. 詳細は『北海道旧本庁舎（赤れんが）設備調査等業務 調査報告書』（株式会社高木設計事務所、）を参照。

保存など、活用内容に見合う室内環境確保に伴う整備については、実施設計時に詳細を検討する。

#### エ 換気設備

小屋裏換気設備やダクト類は、更新時期を過ぎている。また今後、カフェやレストラン等の活用にあたっては、新たな換気設備の設置について検討が必要である。電磁調理器を使用する場合には、建築基準法の火気使用には該当せず、ガスコンロと同様の換気設備設置の義務はない。しかし、食品衛生法において、熱気や蒸気、煙等の換気設備の設置が定められており、このような新たな設備の設置にあたっては十分な検討を行う。

#### オ 給排水衛生設備

現在の給排水設備は、更新時期を過ぎており、更新の必要がある。また衛生器具類は、基本的に昭和 58 年（1983）に更新されたものであり、現状に合った器具類に更新する必要がある。車いす使用者用便所の配置も含めて、実施設計時に詳細を検討する。

#### カ 厨房設備

今後カフェやレストランとして活用するためには、本格的な厨房設備が必要となる。「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」を踏まえ、配置を含めて検討を行う。調理器具には電磁調理器等を使うなど、関係法令を遵守する。

#### キ バリアフリー設備

正面地階への階段に車いす使用者用の昇降機と手摺りを設置するとともに、北東側の小室内に油圧式エレベーターの設置を検討する。

なお、バリアフリー対策工事の検討過程については、附属資料④を参照。

#### ク その他

中央八角塔内部の公開に当たり、見学者が八角塔からの景色を眺望できるよう、見学用階段等の整備について検討する。設置にあたっては、安全性と建造物の保存に影響を及ぼさないよう配慮する。

### (2) 展示に係る整備計画

重要文化財建造物であることに鑑み、各室の活用にあたっては、建物の内装の魅力や窓からの眺望を損なわないよう、展示物を配置するとともに、内装等を行う際は、建物及び展示資料の保存に影響を及ぼさないように十分配慮する。

展示する資料に適した展示ケース等を整備や更新性・可変性の高い整備を行うとともに、外国人観光客が展示内容を深く理解できるよう、展示物の説明等は多言語対応を基本とする。

また、デジタル社会に対応した情報発信を行うとともに、映像機器等の整備に当たっては、コンテンツや機器の整備及び更新に伴う費用等を勘案の上、内容を検討する。なお、地震により転倒のおそれのある展示ケース・家具等は、固定するなどの耐震対策を行う。

#### 5-5 実施に向けての課題

---

##### (1) 管理運営

- ・赤れんが庁舎の持続的な運営を可能とするため、飲食や物販などの収益事業が安定して継続できるよう、適切な管理運営方法を検討する必要がある。
- ・運営に当たっては、利用者等の意見や要望を取り入れる仕組みづくりが必要である。

##### (2) 積極的な利活用に向けて

- ・赤れんが庁舎と前庭の活用に当たっては、周辺エリアとの積極的な連携により、歴史的な雰囲気醸成や賑わいの創出を図ることができるよう、具体的な方策を検討する必要がある。
- ・貸スペース等の運営方法の検討に当たっては、一般道民が利用しやすいものとなるよう、十分配慮する必要がある。

##### (3) バリアフリー対策

- ・階段昇降機及びエレベーターの設置に当たっては、文化財保護法第43条第1項の現状変更該当する可能性がある。実施に当たっては、文化庁と十分協議の上、建造物への影響が最小限となるよう配慮し、詳細を検討する必要がある。